

資料 1

豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内における下水道拡張事業に関する地元説明会

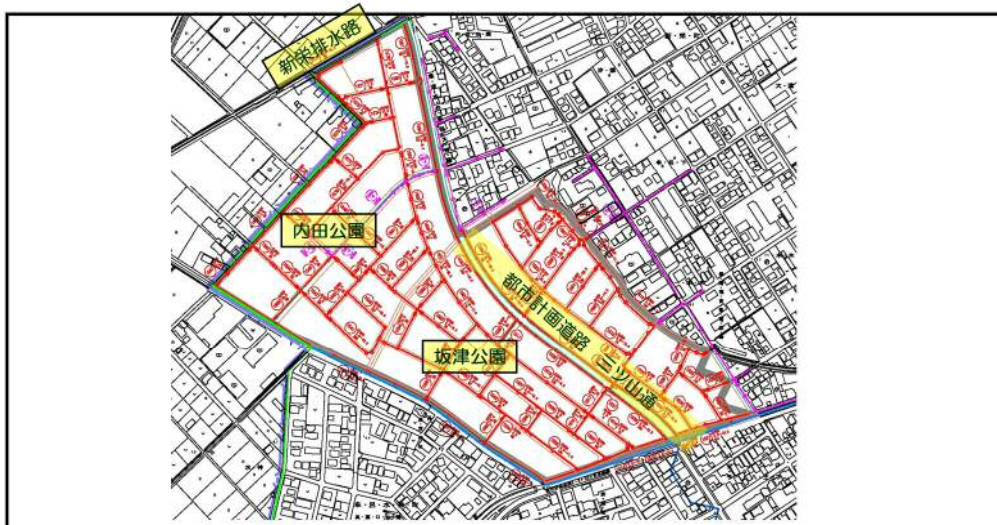
日時 : 平成29年6月21日(水)19時00分から
6月24日(土)19時00分から

開催場所: 坂津公民館

下水道工事の説明内容

1. 事業全体計画の概要
2. 平成29年度工事予定箇所及び今後の進め方について
3. 工事施工方法
4. 取付管について
5. 工事のお願い
6. 下水道事業受益者負担金制度について
7. 質疑応答

1. 事業全体計画の概要

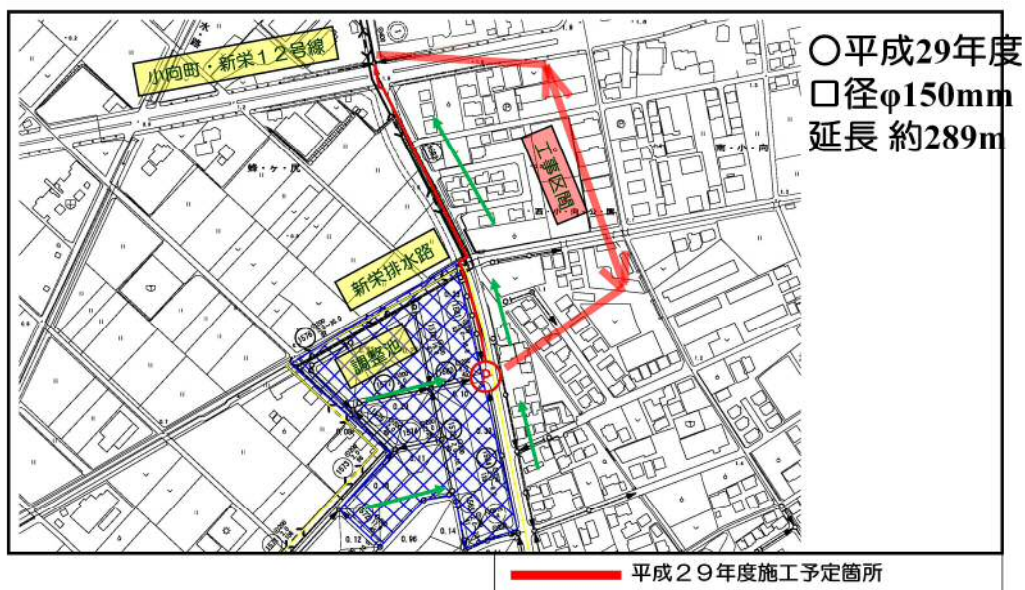


事業年度 : 平成29年度～平成37年度予定（事業進捗により変更あり）
整備区域及び面積 : 豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内 約22ha
工事延長 : 7.6 km（開削工法・推進工法）
処理する場所 : 豊橋市野田処理場

1. 事業全体計画概要について

- ・平成29年度現在、豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内の下水道工事を行うために、設計委託業務を実施しています。
- ・工事期間については平成29年度～37年度の9ヶ年で工事行う予定です。
区画整理事業と同調して行っていくため、事業進捗等で予定を変更する場合があります。
- ・整備区域は豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内、整備面積は約22haです。
- ・下水道管の整備延長は約7.6kmです。
- ・汚水が流れて行く先は、豊橋市野田町の野田処理場です。

2. 平成29年度の施工予定箇所について



○工事着手時期は10月頃 完了は平成30年3月末（予定）

2. 平成29年度施工予定箇所について

・豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内の汚水は、地区の大体がPの部分に汚水を集め、野田処理場まで送ります。

平成29年度は赤い線の部分（Pの部分から小向町・新栄12号線の既設マンホールまで）の区間289mを先行して工事を行います。

Pの部分にはマンホールポンプというポンプ施設を設置します。道路上にあるマンホールの中に汚水をくみ上げるポンプ施設ができます。

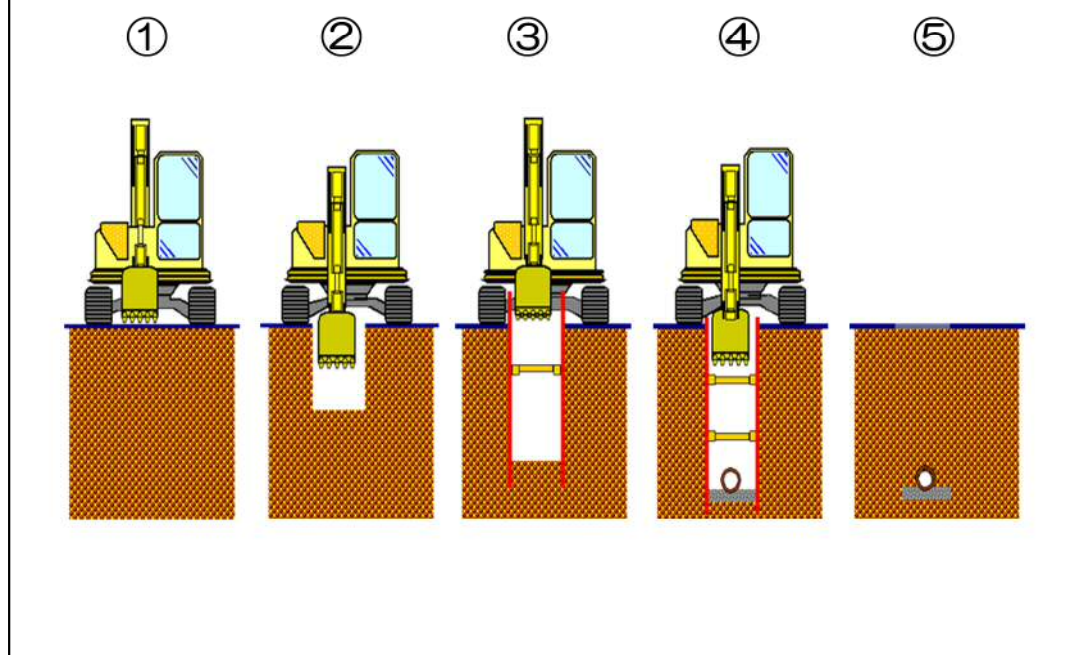
・赤い線以外の工事箇所については現在計画中ですが、マンホールポンプ（Pの部分）に近い、下流部青く塗ってある部分を中心に考えています。

・区画整理事業の進捗にあわせ、予定箇所以外にも工事を行う場合があります。その場合、管は布設しますが、下流が未施工の場合には、下水道管がすぐに使えないケースもあります。

・工事時期や工事箇所が決まった際には事前に回覧等で周知をさせていただきます。

・平成30年度以降についても、基本的に下流部から順に施工を考えております。

3.工事の施工方法（開削工事）



3.工事の施工方法（開削工事）について

工事方法として主に開削工法で行います。

・作業手順として

①掘る部分の舗装（アスファルト）を切断し、機械でアスファルトをはがして地盤を掘ります。

②路面より1.5m程の深さまで掘り下げます。

③土が崩れないように板を打ち込みます。板が倒れてこないよう突っ張り棒のようなもの（オレンジ色）で固定します。

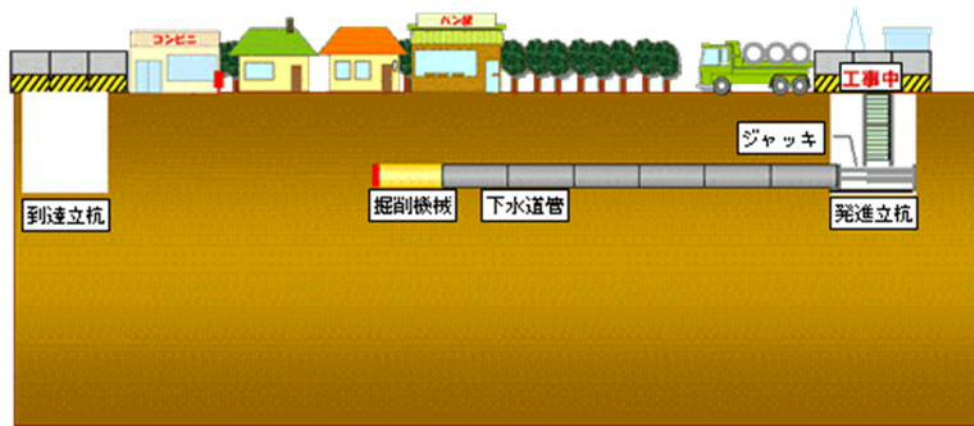
④板（赤色）を必要な深さまで掘りながら打ち込みます。その後、底を平らにし、基礎（グレー色）を作り、下水道管をならべます。

⑤ 20cm毎に締め固めを繰り返しながら路面まで埋戻します。埋戻し完了後に板を抜き路面を復旧します。管を埋設し、路面が安定するまでには時間を要することから、仮舗装（アスファルト）で一般開放をします。

①～⑤を1サイクルとして、下水道管を設置していきます。

200mmの管であれば1.05mの幅を掘削します。

3.工事の施工方法（推進工事）



3.工事の施工方法(推進工事)について

・推進工事においては、開削工事では施工が困難な水道管や水路などが支障となり開削工事が行えない箇所や掘削深さが深い箇所にて行います。

作業手順として

①発進箇所と到達箇所に円形の穴を掘ります。

②発進立坑にジャッキを設置し掘削機械を押しながら管を設置します。

・豊橋牟呂坂津土地区画整理事業地内で予定している箇所は、新栄排水路を横断する箇所と三ツ山通りの1区間掘削が深い箇所です。

3.工事の施工方法



区分	道路部分	宅地部分	
呼び名	下水道本管	取付管 (接続ますと下水道本管の間)	排水設備
修繕施工	上下水道局	所有者または使用者	

○原則、公共が管理する道路に本管を布設

○工事区間は車両通行止め（1車線）片側交互通行（2車線）

3.工事の施工方法とその影響について

・下水道本管を設置する箇所は、原則公共が管理する道路に設置します。

宅内から本管へつなぐ取付管の施工については上下水道局が接続ますの手前(官民境界0.5mくらい)まで設置します。

それよりも宅内側(接続ますも含み)についてはお客様の施工範囲となります。各家庭にて上下水道局指定の排水設備指定工事店に依頼して工事していただく事になります。

・本管工事は道路上で施工することとなります。そのため交通規制につきましては、原則1車線道路は車両通行止め、2車線道路は片側交互通行にて行う予定です。あくまでも原則でありますので施工箇所の条件によって規制方法は異なります。交通規制の際は事前に迂回路等確保し施工を行っていきます。

4. 取付管について

- ①取付管工事対象箇所の家庭に受注業者または上下水道局にて取付管設置申請書の記入
お願いに伺います。

※郵送でお願いする場合もございます。

※権利として500㎡に1箇所となります。

- ②工事施工前に受注業者が取付管設置申請書
最終確認をしますので、現地で立会及びサ
インをお願いします。

※確認事項としては取付管の設置位置と深さになります。

4.取付管について

・取付管工事対象箇所の家庭に受注業者または上下水道局にて取付管設置申請書の記入をお願いに伺います。

県外の方については郵送でお願いすることがあります。

・取付管の設置基準として仮換地面積500㎡に1箇所となります。たとえば501㎡であれば2箇所設置できる権利があります。500㎡未満であっても1つの権利はあります。

・工事施工前に受注業者が取付管設置申請書の最終確認を行います。申請した取付管の場所を確認していただき、現地で立会及びサインをお願いします。

・確認事項については取付管の設置位置と深さです。

○取付管申請書について

公共下水道取付管設置申請書 (記入例)

平成 年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者	申請書
氏名	〒
住所	町
電話番号	番
代表者	代表者

下記の上より取付管設置を申請します。

用途	取付管径 (φ)	取付管深さ (m)	管種	埋設位置
敷設場所				

取付管設置希望位置詳細図

①取付管埋設地より (東・西・南・北) mの所

掘削者	掘削者
立会人 (職主)	立会人 (職主)
施工業者	施工業者

取付管の設置場所が決められない場合は「現地立会希望」と記入

工事施工前に施工業者と立会いを行い確認していただきます。その際確認のサイン又は印鑑をお願いします

○取付管申請書について

- ・取付管申請書という用紙に取付管の希望の設置位置を記入してください。
- ・記入例のように簡単な絵を書いていただき隣地境界からの距離・深さの記入をお願いします。
- ・設置位置が決められない場合は「現地立会希望」と記入をしてください。
- ・工事着手前に業者にて取付管設置位置の確認に伺います。右下部分にサインをお願いします。

○取付管の設置後

取付管は設置後、黄色杭か黄色鋲を設置

宅内工事の目印



○取付管の設置後

- ・上下水道局にて取付管設置後宅内工事の目印として黄色い杭か鋲を設置します。
- ・取付管接続工事の目印になりますので取付管接続するまで撤去しないようにしてください。

5. 工事のお願い

下水道工事において、道路での作業になる為、交通規制等が必要になったり、一部宅内にお邪魔することがございます。その際は事前に連絡させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

5. 工事のお願い

家の乗入前の工事をする際について

1日の平均作業量として8mから12m程度と考えております。一時的に車の出入りができない場合があります。事前にお知らせしますが、ご了承ください。